

## 件名 ウィスコンシン州におけるマスク着用の義務付け

### 【ポイント】

7月30日（木）、イーバス知事は、8月1日（土）午前12：01から、公共の場等でのフェースカバー着用を義務付ける緊急命令に署名しました。詳細は関連のリンクをご確認下さい。

### 【本文】

7月30日（木）、イーバス知事は、8月1日（土）午前12：01から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5歳以上の個人に対し、公共の場等でのフェースカバー（鼻と口を覆うもの）の着用を義務付ける緊急命令に署名しました。本緊急命令については、実施について「よくある質問（FAQ）」が設けられていますので、併せてご確認ください。

#### 1 着用が義務付けられる対象

ウィスコンシン州に在住する5歳以上のすべての個人で、次に該当する者

- ・自宅以外の屋内または閉ざされた空間にいる者。
- ・家族または世帯の構成員ではない者であって、当該家族または世帯と共に同一の部屋や閉ざされた空間にいる者。

#### 2 フェースカバーを着用しなくてもよい場合の例

- ・飲食、睡眠中。
- ・フェースカバーを着用したままでは、聴覚障害者との意思疎通が困難になる場合。
- ・歯科治療中。
- ・水泳やライフガードとしての勤務中。
- ・個人が、宗教、政治、報道、教育、芸術等の発表中に発話する場合。この際、当該個人は、他者との距離を6フィート確保しなければならない。
- ・フェースカバーを着用すると業務の遂行に危険が生じる場合。
- ・本人確認を行う場合。
- ・連邦および州法の規定によりフェースカバーの着用が禁止されている場合。

この行政命令に違反した個人に対しては、最大200米ドルの民事制裁金が科される可能性があります。

州政府は、本緊急命令の発出にあたってフェースカバーの着用についての疑問点につき、「よくある質問（FAQ）」を設けていますので、こちらも併せてご確認ください。

本緊急命令の詳細については、以下をご参照ください。

[https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/07/30/file\\_attachments/1507337/EMO01-FaceCoverings.pdf](https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/07/30/file_attachments/1507337/EMO01-FaceCoverings.pdf)

フェースカバー着用についての「よくある質問（FAQ）」についてはこちらをご覧ください。

[https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/07/30/file\\_attachments/1507334/Face%20Covering%20FAQ.pdf](https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/07/30/file_attachments/1507334/Face%20Covering%20FAQ.pdf)

○在留邦人の皆様におかれては、良き市民として引き続きマスクの着用、社会的距離の維持等、安全の確保と関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryoji1@cg.mofa.go.jp](mailto:ryoji1@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。